売　買　条　件　書

（１１ｔ級除雪ドーザ　コマツＷＡ２００－３Ｅ）

１　一般的事項

（１）東成瀬村は、売買物品を現状渡しで引き渡すものとし、引渡し後の瑕疵担保責任を負わないものとする。

（２）契約書のほかに必要な書類を求める場合は、買受人は指示に従うものとする。

（３）名義変更手続き、売買物品の運搬、その他物件引渡し等にかかることは、すべて買受人の負担とする。

（４）引渡しについては、代金納入及び名義変更手続き等必要な手続きの完了が確認できた後に行うものとする。なお、売買物品が道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第４条の規定により登録を受けた自動車の場合は、買受人は名義変更手続き後、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の写しを速やかに東成瀬村に提出するものとする。

２　引渡し後

（１）本物品は、東成瀬村が住民の福祉の増進を目的に所有していたものであることを考慮し、社会規範に反することなく適法適切に再利用又は処分すること。

（２）第三者が東成瀬村の所有物品であることを容易に識別できる記載等がある場合は、日焼け跡も含めてすべて抹消して村の確認を受けること。なお、記載等の抹消に伴う費用は落札者の負担とする。

（３）本物品を輸出する際は、国際信義に反することのないように責任をもって対処すること。

３　法令遵守

引渡しを受けた後であっても、他の法令に違反するような方法での利活用や転売を行わないこと。